

移民政策と国民国家形成

——トランスナショナルリズムにおける「ステート」の位置づけを考える——

大井由紀

一 問題の所在：方法論的ナショナルリズム後の「ステート」

近年、外国人や移民に対する入国審査、国内での管理が厳しさを増している。ここではテロ対策や犯罪防止という目的が掲げられている。こうした国境線上及び国内での管理は、国家の主権機能として当然視されている。逆に、ニュースではしばしば報道される入国管理の失敗や密入国のルポは、主権の「失敗」として論じられる。こうした主権は、これまでネーション・ステートのステートの側面とされ、主に法的な観点から論じられてきた。一方ネーションは、エスニック集団の歴史・文化・アイデンティティに関わるものとして区別されてきた。しかし近年の外国人・移民管理に注目すれば、こうした区別は腑に落ちない。例え

ば冒頭に挙げた例だと、ネーションを護るためにステートの主権機能が作動しているようにみえる。つまりステートが、ネーションと別々のものではなく、ネーションの産物として立ち現れる。となると、ステートはどのように位置づけるべきなのか。

ネーションとの関係でステートを考察することは、ネーションの多様化を踏まえると、容易ではない。移民研究やカルチュラル・スタディーズなどが指摘するように、ネーションの領域的な広がりは一国の境界線と必ずしも一致しないからだ。例えば、グリックシャー (Glick-Schiller) らはニューヨーク在住のハイチ系移民がハイチの国内政治に深く関与し、その重要性がハイチ政府によって認識されている状況を、「遠隔地ナショナルリズム」として描いた

[2001]。またイエン・アン (Ien Ang) は、ヴァーチャル空間が支える「華人ディアスポラ」というグローバルに広がるネーションの存在を指摘している [2001]。

このように、国境線と一致しないネーションは、社会科学の「方法論的ナショナルリズム」の克服を要求した。方法論的ナショナルリズムとは、ネーション・ステートを最大の分析単位として自明視してきた社会科学の方法論である。

この枠組みでは、ネーション・ステートより範囲の広い現象に関しては、国家間関係という分析の形をとった。わかりやすい例としては、経済学や歴史学が挙げられるだろう。双方とも国家経済、国民史といった形で、ネーション・ステートに分析単位として特権的な位置を与えてきた。だがグローバル化が進み、ネーションの領域がますます多様かつ可変的になる中、国境線の内側のみ研究対象とするだけでは、分析が十分に行えない現象が顕著になってきた。グリック・シラーらが描く遠隔地ナショナルリズムは、ハイチだけ、あるいはアメリカだけに注視していたのでは、気がつくことすらできないだろう。こうして、方法論的ナショナルリズムを克服する必要性が生じ、方法論的トランスナショナルリズムとでもいうべき分析の視座が提起されてきて

いる [Glick-Schiller 2001, 2002, 2003; Beck 2002]。

以上のように、多様なネーションが論じられる中、国境線内に限定されたネーションは相対化されつつある。ではもう一方の、主権機能の点から論じられているステートは、トランスナショナルリズムでどう位置づけられるのだろうか。方法論的トランスナショナルリズムに立って越境的なネーションを分析する際に、ステートを国家や国家間の法・制度的側面に還元することは、方法論的ナショナルリズムと同じ枠組みにならないだろうか。方法論的トランスナショナルリズムにおいて、ステートを相対化するとは、どのようなことなのか。

これまでは、B. アンダーソン (Benedict Anderson) に代表されるように、ステートがすでに存在する中、出版や教育を通じて「想像の共同体」としてネーションが構築され、ネーション・ステートが構成されていくと考えられてきた [1991, 1993, 1994]。しかし、両者をアイデンティティと主権機能という形で別々に論じるよりも、両者の相互関係を明らかにすることで、可変的かつ多様なネーションにおけるステートの位置づけ、つまり、方法論的トランスナショナルリズムにおけるステートの位置づけについて、

考察する出発点になるのではないだろうか。

以上の問題関心に基づき本稿では、ネーションとステートの歴史的な形成を、別個のものとしてではなく、相互関係という点から見直していきたい。但し、ステートの主権機能には複数の側面がある。ここでは、国境線上での人の移動の管理がネーション・ステート建設の上で重要だとする政治学者トーペイ (John Torpey) の指摘を踏まえ [3000]、人の移動を管理・取り締まる側面に焦点を絞る。人の移動の管理システムの本質は、国境線だけでなく国内の移民を管理することで、誰がネーション・ステートの内部に留まることが許されるか、つまり誰が国民 (ネーション) になりうるか・ふさわしいのか (desirable) 選別することにあり。この点で、人の移動の管理こそ、本稿が論じるステート形成とネーション形成の関係を結ぶ接点になる。両者の関係は、越境的な人の移動の点からどのようにみえてくるだろうか。本稿では以下、アメリカを事例として論じる。

二 移民政策と「ネーション」・「ステート」

(一) 移民管理システムの形成

アメリカにおける連邦政府レベルでの人の移動の管理は、中国人移民に対する政策に起点がある [Lee 2002b]。これは南北戦争後の再建期に始まった。つまり、南北に分断され、一つのネーションとしてもステートとしても十全でなかった時期に、移民管理が始まった。連邦レベルでの移民法の先駆けとなったのはカリフォルニアだった。一九世紀中葉、ゴールドラッシュを迎えたカリフォルニアでは安い賃金労働が必要とされた。一方中国は、太平天国の乱 (一八五〇—一八六四年)、二度の阿片戦争での敗北 (一八四〇—一八四二年、一八五七—一八六〇年)、南京条約による五港の開港のため、社会・経済が混乱の只中にあった。また、移民 (emigration) は政府が認めた公用以外は禁じられたが、一八六〇年の北京条約により、海外渡航の禁止が解かれた [田中1990:288]。こうしてプッシュ・プル要因が形成され、中国からアメリカへの人の移動が始まる。中国人移民は低賃金労働者として歓迎され、カリフォルニアの経済発展を担った。しかし、ネイティビズムと失業問題が交錯し

たカリフォルニアでは、中国人はアメリカから排除されるべきエスニック集団として槍玉に挙げられた。これは州政府の政策にも反映され、中国人に対する差別的法律が幾つも制定された。例えば外国人炭鉱労働者へのライセンス税(一八五二年)や警察税(一八六二年)、洗濯屋への課税(一八七〇年)は、中国人の商売を妨害する意図で制定された。また、裁判での証言や異人種間での結婚も禁止された[McClain 1994: 9-42]。一八五八年には州レベルで中国人排斥法の制定が目論まれたが、州最高裁で無効となった[Peffer 1999: 30]。中国人排斥は、ヨーロッパ系移民の失業問題が深刻な最中、サンフランシスコの労働運動に参加していたアイルランド人移民D. カーニー(Denis Kearney)が、「中国人は出て行け」というスローガンの下、勤労者党(Workingmen's Party)と呼ばれる政党を結成し、激化の一途を辿った。⁽³⁾

カリフォルニア州からの強い働きかけの結果、一八七五年には国境線上での移民管理に関する初めての連邦法(ページ法)が施行され、これを皮切りに次々と移民排除政策が制定されていった。ページ法は、実質的には中国人女性の入国禁止を狙ったものだった。この背景には、当時

のヴェイクトリア朝的価値観からの、売春・阿片に対する非難があった。男性社会だった中国人社会を顧客とする売春宿が作られており、⁽⁴⁾また、中国人が阿片をアメリカへ密輸しているという偏見があった。こうした状況を背景とし、アメリカ国内での中国人の世帯・コミュニティ形成を阻止するためにページ法が制定された。これを機に、最高裁によって移民政策は連邦政府の責任だと宣言され、中央集権化された。ページ法を布石として一八八二年には、中国人排斥法が施行され、エスニシティを基準に移民を排斥するアメリカで最初の法律となった。ここでは、免除階級(政府役人・教師・商人・留学生・旅行者)とその家族・使用人(女性も含む)以外の中国人は性別問わずアメリカへの入国が禁止された。また、すでにアメリカ在住の中国人の帰化禁止も改めて確認された。排斥法はその後一〇年ごとに更新され、一九〇四年には無期限延長が決定された。国内にいるため排斥法適用外の中国人に対しては、女性の入国を特に厳しくすることで、中国への帰国を促すインセンティブが意図的に作られた。一八八八年以降は、一時出国した労働者は再入国が原則禁止された(スコット法)。それでもなお、アメリカを去らない中国人は、国内移動が管

理の対象とされるようになった(一八九二年ゲリー法)。こうして、中国人はますます「アメリカにふさわしくない移民 (undesirable)」とされる中、「誰がアメリカ人であるか・なりうるのか (desirable)」が、人種・階級・ジェンダーを基準に形成されていった。

「ふさわしくない移民」、つまりアメリカ社会に同化した「国民 (ネーション)」になれない移民の入国を防ぐために、移民管理システムが作られ、湾岸及びカナダ・メキシコで国境線管理が開始・常設化されていく。新しい政策はこれを担うシステム、すなわち官僚・組織・制度を必要とした。排斥法制定時、その責任を負ったのは税関(財務省)であったが、後に中国人の移動を専属で管理するために「中国人審査官 (Chinese Inspector)」が新設された。一八九一年には移民監視室 (Office of the Superintendent of Immigration) が創設される。これは一九〇三年に通商労働省に吸収され、一九〇六年には移民帰化局 (Bureau of Immigration and Naturalization) という名称に変更された。これが一九一三年に労働省に配置換えになる際、移民局と帰化局に分割された。一九三三年には二つは合併して移民帰化サービス (Immigration and Naturalization

Service: INS) となり、一九四〇年司法省へ統合された。INSは二十世紀を通してアメリカの移民管理を担った (Lowell comp. 1996)。

官僚・組織の形成と同時に、国境線上で中国人をふるいにかけるための制度も形成された。このうち主要なものは現在のパスポートやビザの原型ともいえる証明書だ。排斥法を機に在米清領事館は、一時出国を希望する中国人労働者に対して「中国領事館パスポート (Chinese Consular Passport)」を身分証明書として発行し、再入国を助けようとした。⁽⁵⁾ また税関からも、「帰国証明書 (return certificate)」が一時出国を希望する中国人に対して発行された。これは保持者の米国内での身分を証明するもので、再入国時に要求された。証明書が偽造である可能性が常にあったため、排斥法の免除階級を選別するには厳しい個人審査が必要とされた。米国内での身分証明のため、白人の証人もたびたび召還された。

正規ルートで入国を目指す移民がいた一方、カナダやメキシコから密入国を試みる者もいた。カナダ・アメリカ両国をまたいで流れる川、国境線上に位置する五大湖がルートとされたり、メキシコ人に変装して入国するなど、さま

「さまざまな方法があった。密入国を補助する商売も成立していた [Lee 2002a]。密入国者数は一八八二—一九二〇年の間で一七、三〇〇人に上ったとされる [Lee 2003: 151]。こうした密入国は偽造書類と並んで問題となり、国境線警備の開始によって対処された [Lee 2003: 168-187]。

以上のように、中国系の入国と国内移動の管理が開始・強化される中、人種・ジェンダー・階級を参照枠として「望ましくない移民」の輪郭が形成された。「望ましくない移民」が構成される過程は、「望ましい移民」つまり、「国民(ネーション)」になりうる集団が構成される過程と表裏の関係だ。別の言い方をすれば、この過程で人種を基準に「最も望ましくない」移民を中国人、「最も望ましい」移民をアングロサクソン系とする、ヒエラルキーが形成された。例えば、イタリヤ人移民には「ヨーロッパの中国人」、フランス系カナダ人移民には「東部の中国人」という蔑称があった [Lee 2002b: 47-48]。このように、差別されたのはアジア系だけではない。しかし、アジア系に対するネイティブズムが高まり、争点は「同化可能か否か」に変わる。この中で、南・東欧系移民への差別は決して止まないものの、第二世代以降ならば同化が見込める集団

として、アジア系集団との間に線引きがされた。何よりも、積極的にアジア系排斥を訴えるネイティブストには、自身がアングロサクソン系から差異化されてきた南欧・東欧系移民が多かった [Lee 2002b: 49-50]。このように、アジア系移民に対して、ホワイトネスの可変性が南欧・東欧系移民を包摂する中、「国民(ネーション)」を区別する人種の境界線が明確になった。ここで地理的な国境線が、他国との単なる境界線以上の意味を有するに至る。つまり、「国民(ネーション)」を選別するゲートとして働き始めた。そしてゲートを維持・管理するために、移民管理システムが作られた。こうして、ネーション形成の中で、人の移動の管理という主権機能が作られた。ネーションの輪郭が明確になる過程で、ステートの骨組みも形成されたといえる。

(二) 排斥諸法の実施

しかし、移民管理システム形成と、それが実際に作動したか否かは別の問題である。実際には全国一律に行われなかったばかりか、その合憲性が裁判で問われることになった。まず、ページ法・排斥法は連邦政府が制定したにも関わらず、実施にあたっては、地域ごとにかなり差があった。

その原因の一つとして、連邦政府からの適切な指示の欠如が指摘されており、どのように、どの程度厳しく実施するかは、基本的に各税関に任された [Lee 2003: 48-50; McClain 1994: 149-151]。つまり、ネーションを構成してく上で移民管理システムは形成されたが、すぐに機能したわけではなかった。本節では、移民管理システムが実質的に機能するに至った過程を、ネーションとの関係から明らかにする。

先に挙げたカリフォルニア、特にサンフランシスコでは、法が厳しく施行された。しかし、一八八〇年代に始まった中国人の東への移動 (Eastward Movement) の受け皿となった都市、例えばシカゴでは、他の社会問題 (労使問題・黒人問題) を抱えていたため、反中国人感情はサンフランシスコと比べてかなり低く、移民管理もゆるやかだったようだ。⁽⁷⁾ 東への移動とは、開拓時代の西漸運動とは反対の運動、すなわち、鉱山労働・大陸横断鉄道の建設などが一段落し、西海岸での反中国人感情から逃れるために始まった、ロッキーマウンテン脈以東への中国人の移動を指す。主にニューヨークやボストン、シカゴが目的地として挙げられる。こうして中国人の移動先の一つとなったシカゴは実際、

中国人移民には住みやすい環境だったといわれている [Fang 1926: 22-32; Chinese American Museum of Chicago]。その理由として、西海岸からシカゴへ移動してきた最初の中国人であるモイ (T.C. Moy) は、こう述べている。「道端で会う人の二人に一人は外国人か外国人子弟だった。誰も私に向かつて、中国人には四〇〇〇年の立派な犯罪の歴史があるなんて言わなかった。鼠や蛇を食べるのか、なんてことも聞かれなかった。シカゴアンは、私たち中国人も救済されるべき、救済に値する人間なんだと、思ってくれているようだった」 [Fang 1926: 38-24]。モイはこう述べているが、シカゴとサンフランシスコでは、外国人の割合に大差はなかった。⁽⁸⁾ しかしモイが述べた居心地のよさは、シカゴで反中国人感情が低かったことの証左として考えられる。一八七〇年代には、イリノイ州で最初の中国人が国勢調査に記録されたが、一八八〇年代にはすでにシカゴの中華街が形成され始めていた。

しかし、一八九〇年代に入ると制度レベルで変化が訪れる。この背景にあるのは、第一に、シカゴを目的地とした偽造書類による入国申請の激増だ。一八九三年、シカゴでは世界コロンビア博覧会 (万博) が開催された。博覧会に

は中国の出展会場があり、寺院・劇場・茶屋・パザールが開かれた (*Official Catalogue of Exhibits on the Midway Plaisance*)。政府はここで就労する者に限り、排斥法適用を免除した。その結果、偽造した雇用書類で入国を試みる中国人が後を立たなかった。博覧会を理由とした入国申請の件数が膨大な数に上り、シカゴでもたびたび報道され、問題視された。一度に数百人単位の集団が入国しようとし、拒否されたことが話題となった [*New York Times*, April 20, 1893; May 2, 1893; *Chicago Tribune*, April 16, 1893 など]。偽造書類を使った組織的な不法入国も疑われていた。この嫌疑は、博覧会展示を組織した企業にすら向けられ、展示を請け負ったシカゴ在住中国人の会社・ワー・ミー・エクスポジション (*Wah Mee Exposition*) は裁判にかけられた。⁽⁹⁾ 裁判では、一八九三年春にワー・ミーの雇用書類を所持していたため入国を許可された約五〇〇人の中国人の内、実際シカゴまで来た人数が少ないこと、残りの中国人の消息をワー・ミーが把握していないことが問われた [*Chicago Tribune*, November 12, 13, 1893]。国勢調査では一八九〇年時点での中国人口はシカゴ市で五六七人、イリノイ州で七四〇人と把握されており、申請者や

入国者の数が膨大であることがわかる [*Chicago Tribune*, September 10, 1892; *New York Times*, April 20, May 2, 12, 1893]。

第二の背景として、偽造書類だけではなく中国人の密入国も報じられていた。⁽¹⁰⁾ 更には密入国を斡旋する業者の存在が疑われている。財務省役人の証言によれば、中国人を密入国させるシンシケートの支部がシカゴにあったという [*Chicago Tribune*, September 30, 1892]。地元紙は「シカゴの財務省役人の発言として「国境に来る中国人は証明書が本物だという証拠を十分に提示せねばならない」と報じた。こうして、シカゴに設置された中国人審査官と中国人の間の緊張関係が高まり、取締りの強化が新聞で報道されている」 [*Chicago Tribune*, September 10, 1892]。

しかし一方で、中国系人口が増加、シカゴを目的地とした不法入国・密入国が増加して制度的レベルで緊張が高まっても、社会的レベルではこれは反映されなかった。再びモイの述懐に戻ろう。彼によれば、一八九〇年代には中国人への理解を深めてもらう目的で、シカゴ市全域に中国人を散在させようとしたり、アメリカ人向けの中華レストランを開くなど、さまざまな試みがあった [*Fang* 1926:

29]。万博もこの一環だった。また、反中国人感情の低さは、中国人の主だった相互扶助組織が一九〇〇年代半ばまで、シカゴで形成されなかった点からもわかる。こうした中国人組織は、まずもって暴力を伴う差別への対応策として作られてきたことは [Lai 2004: 39]、シカゴでは組織化の必要がなかった、つまり反中国人感情が過酷でなかったことを示唆する⁽¹¹⁾。また、中国人排斥諸法のため全国の中国人口は減少したが、シカゴでは増加した。

シカゴとカリフォルニアの事例からいえるのは、「ネーション」が脅かされた場合、また「ネーション」の選別が密入国・不法入国によって脅かされた場合に、移民管理の主権機能が作られ、強化されるという点である。制度だけあったとしても、シカゴの事例が示唆するように、実施される保証はない。以上のように、移民管理を通してネーションとステートの関係を考察すると、ステートはネーションを構成し、強化する制度的な現われとして立ち現れる。つまり、移民を管理・取り締まる主権機能に注目すると、ステートはネーションから形成されたといえる。この意味で、ネーション・ステートはネーションとステートという別個のものというより、相互依存しながら形成された

のではないか。

(三) 問われる移民管理の合憲性

移民管理システムが形成・実施され始める中、再び問題が持ち上がった。万博が開かれた一八九三年は、中国人の不法・密入国が話題になると同時に、移民法（ゲリー法）の合憲性が問われ、議論が加熱した年だった。一八九二年、議会が中国人排斥法を一〇年延長した際、居住地区の国税庁収税官 (Collector of Internal Revenue) の下での身分登録・居住証明書発行、これの常時携帯を中国人に義務付けた。違反者には強制送還が罰則として設けられた。事実上の国内パスポート制度、これがゲリー法である。

ゲリー法自体は、具体的な登録方法を特定していなかったため、移民政策の責任官庁である財務省が規定を設けた。居住証明書の交換・売買防止のために本人の写真撮影を行うこと、居住身分を証言できる白人を二人用意するよう定められた。この点以外は、収税官、つまりゲリー法実施の最前線に立つ行政官の自由裁量に任された。このため、証明書を携帯しない中国人が見つかった場合、まず

在留資格のあり・なし(排斥法の免除階級に相当するか、労働者の場合には排斥法以前から居住しているか)を決定する権限が行政官に委任された。在留資格ありと判断された場合は、次に裁判所に召喚される。ここでの裁判官の役割は、強制送還を命じるか否かのどちらかに限定されている。強制送還を免れるためには、期間内に登録できなかった正当な理由(病気・事故など)を証明する必要がある。証明できない場合は、そのまま強制送還の手続きに入る。

清政府や在米中国人が抗議したことは言うまでもない。同郷組織を基盤とする通称チャイニーズ・シックス・カンパニー(Chinese Six Companies)は、最初にサンフランシスコで設立され、在米中国人社会にとっては、白人社会と交渉する政府の役割を負っていた。ゲリー法施行後、この組織は各地の中国人に登録しないよう呼びかけた。中国人人口が多いサンフランシスコはもちろん、シカゴでもこうした呼びかけは行われた⁽¹²⁾ [*Chicago Tribune*, January 2, May 17, 1893]。ちなみにシカゴでは、シカゴ在住の中国人市民運動家ウォン・チン・フー(Wong Chin Foo)が設立した白人と同権を求める中国人同盟(Chinese Equal Rights League)も抗議声明を出した [*Chi-*

ago Tribune, December 3, 1892]。ウォンは一八九三年に「中国系アメリカ人」(*Chinese American*)という新聞の発行を始める(六月二四日)が、一面を飾った記事はゲリー法批判であった。一連の呼びかけに応えた結果、登録期間終了後(一八九三年五月一日)になっても、三〇〇人以上の中国人がシカゴに住んでいるにも関わらず、登録者数は九五〇人に留まった [*Chicago Tribune*, May 17, 1893]。アメリカ全体では一〇三、〇〇〇人の中国人労働者がいたが、登録した割合はかなり低く、一割をようやく超える程度だった [*Chicago Tribune*, April 27, 1893; Daniels 2004: 21]。

登録期間が終了すると、証明書をもたない中国人が逮捕され始めた。これは、ゲリー法の合憲性を問う戦略として、チャイニーズ・シックス・カンパニー側の弁護士によって仕込まれた逮捕であった [*McClain* 1994: 208]。こうして、地裁を経て最高裁でゲリー法の合憲性を問う裁判が始まった (*Fong Yue Ting v. the United States*, 149 U.S. 698 [1893], *Wong Quan v. Same*, *Lee Joe v. Same*)。中国人側の弁護士は、ゲリー法を憲法修正第四條(不合理な捜索・逮捕に対する安全の保障)、五條

(大陪審による告発あるいは起訴がなければ、死刑ないし自由刑が科せられる犯罪の責任を負わされない)、六条(公平な陪審が行う公開裁判を受ける権利)、八条(過大な保釈金の要求、過重な罰則、残酷な刑罰を課してはならない)の違反だとして訴えた。⁽¹⁴⁾そして、議会といえども合衆国憲法に従わなければならならず [Salter 1995: 49]、外国人であっても一旦アメリカに入国した以上、憲法が保証する保護を認めることができると主張した。

中国人側からの訴えに対し最高裁は、ゲリー法⁽¹⁵⁾の合憲性を認める判決を下した。ただし、この判決は全会一致ではなく六人が合憲、三人が違憲と分かれた。この内、判事ブルーワー (Brewer) は、ゲリー法が合憲であれば、中国人以外の集団に同様の追放命令が出されない保証はないと、懸念を表明している [Chicago Tribune, May 16a, May 16b, 1893]。しかしながら結果としては、アメリカは、戦争を始める権力、平和を構築する権力、帰化法を決める権力、議会が有する権力を実施するために必要な法を施行させる権力を有するように、強制送還する権力も有する、という判決だった。そして、中国人は居住年数が長くても市民ではないため、憲法が保障する権利は与えられな

いこと、国際法は外国人の保護を国家に要求するが、外国人が国家の脅威である場合はその限りでない、と言い渡された。この判決の背景には、憲法上の保護を根拠に外国人が国家に対峙した場合、アメリカの主権を外国に明け渡すことになる、という主権の問題が存在した。

ページ法に始まる一連の中国人排斥諸法、これに伴う官僚・組織・制度の形成「(一)」、移民管理の実践「(二)」により、(一)誰が入国でき、(二)誰が居住でき、(三)誰を追放するべきなのか、この三点を軸とした移民政策が形成され、このすべてを決定する権力が議会に託された。ゲリー法をめぐる最高裁での判決は、排除を基本とする移民政策に正当性が与えられたことを意味する。ゲリー法は排斥法と並んで、ネーション・ステート形成の上で重要な転換点だったのではないだろうか。ページ法や排斥法は、あくまで国外にいる中国人を国境線上で選別・排除する制度だった。一方ゲリー法が対象としたのはすでに国内にいる中国人だ。これにより、「望ましくない移民」の流入を国境線上で堰き止めるだけでなく、国内から追放することが可能になった。換言すれば、「国民(ネーション)」になることが可能な集団を選別するシステムが、強化された

ことになる。

三 トランスナショナルリズムにおける「ステート」の位置づけに向けて

以上を踏まえ、最後に本稿の目的であるトランスナショナルリズムにおけるステートの位置づけを考えたい。方法論的ナショナルリズムが特権的立場を与えてきた「ネーション・ステート」は、トランスナショナルリズムの立場からすればネーションの一形態である。そして、本稿で論じたように、ステートがネーションから形成される側面を考えた場合、ネーションの変化に応じて、ステートも変化していると類推できる。つまり、ネーション同様、地理的境界線に限定されるステートは、ステートがとりうる一つの形態にすぎないのではないか。

アメリカがネーション・ステートとして形成されていくプロセスは、「アメリカ人として望ましくない集団」というカテゴリーが作られ、選別のシステムとしてステートの一側面である移民管理が形成・確立していくプロセスだった。つまり、ネーションの「他者」が作られ、この他者性を維持・強化するためにステートが機能していることが明らかになった。したがって、ステートはネーションを護る

一方で、「他者」に対する一つの暴力装置として作動している側面がある。

以上の分析は、ステートがネーションの強化に必要とされたように、現在注目されている越境的なネーションの中で、ステートに代る機能ないしシステムが作動しているという類推を可能にする。越境的なネーションの中で、「望ましくない集団」を排除する暴力として、ステートは働いているのではないか？あるいは、暴力のシステムや機能どころか、剥き出しの暴力である可能性も決して否定できない。

このように、ネーションとステートを別々ではなく、相互依存的に形成されたものと捉え直すことで、トランスナショナルリズムにおいてアナロジーによる分析が可能になる。つまり、トランスナショナルリズムにおけるステートの位置づけが可能になる。

四 むすびに

本稿では、移民を管理し取り締まるステートの主権機能に焦点を当てた。従来のように、「ステート」を国境線が定めるネーション・ステートの法的・制度的側面に還元し、

グローバル化の中でのステートの役割を再考することもできる。しかしこれに加えて、方法的トランスナショナルリズムによって、アナロジー可能なものとしてステートを相対化することで、少なくとも、他者に対する暴力装置への気づきという点で、新たな視座を導くことができだろう。

つまり、形式としてステートをもたない越境的なネーションを分析する上で、新しい視座を提供しうる。越境的な空間は、ポストモダン的な解放の空間として、肯定的に評価される傾向にある。だからこそ、ステートをトランスナショナルリズムにおいて相対化し、越境的な空間における暴力に対して敏感になることが、重要になる。また、ネーションとは異なり、法的という意味で中立的機能だとされてきたステートがネーションに規定される側面、つまり非・中立性を露にすることで、厳しくなる現代の移民管理⁽¹⁵⁾に対し、批判的な視座を構築することが可能になるだろう。

- (1) 本稿では“nation-states”を国民国家と訳さず「ネーション・ステート」と表記する。これは、例えばディアスポラなどの越境的な「ネーション」を考えた場合、「国民」という訳は不適切だからだ。ここで形成されている「ネー

ション」は、エスニシティを共有していても国籍がことなる人々から構成されており当然、一つの「国民」ではない。

(2) ネイティブリズムとは、反カトリック、外国に対する恐怖心、アングロ・サクソン系の伝統に基づく立場である。特に国内の移民が出身国の間で維持している関係を、共和国への脅威と考えている [Higham 244: 3-11]。

- (3) 勤労者党は反中国人をスローガンとして掲げるとともに、労働者の待遇改善を訴え、カリフォルニアで支持を集めた。詳細は Gyory [998] を参照されたい。

(4) 中国人女性の入国が原則禁止される以前から、中国人移民の多くは男性だった。その理由としては、「旅人のメンタリティ (sojourner mentality)」が指摘されており、中国特有の文化として理解されてきた。これは、中国へ帰国する割合が高かったことに基づく説明である。しかし近年では、中国と関係を維持しつつも、アメリカでの定住化・世帯形成が進んだという両面が注目され、「旅人のメンタリティ」だけでは不十分な説明だとされている [Chen 2000: 57]。

- (5) 清領事館発行のパスポートには、パスポート保持者がアメリカの居住者であること、居住年数などが中国語と英語で記載されており、清政府の名において、保持者の身分を保証する旨が書かれている。同じ年に発行されたパス

ポートでも、いくつかパターンがあるようで、居住証明の他に、年齢・身長・肌の色・頭髪の色・職業・未婚/結婚などが記載されているものもある(Records of U.S. Customs Service, RG85, Arrival Investigation Case Files, National Archives, San Bruno)。

(6) ポストンでは、移民規制連合(Immigration Restriction League)が結成され、特に南・東欧移民の排斥を訴えた[Higham1978:101-105]。

(7) サンフランシスコとシカゴの中国人人口は表一参照。人口が少ないことは反中国人感情の低さと必ずしも結びつかない。主に労働者を中心に、中西部・東部の都市で反中国人運動が起きた時期もあった。但し、カリフォルニアのように長期続かなかった[Gyory 1998:169-184]。また、国勢調査上の数字は実数よりかなり少ないと思われる(注13を参照)。

(8) 表二は、各地における外国人の割合を示したもの。上段は外国生まれの人口、中段はアメリカ生まれの人口、下段は、全人口(A+B)に対する外国生まれの割合を示している。

(9) アメリカにおける中国人差別、なかでもゲリー法に抗議するため、清はシカゴ市からの万博への参加要請を断った。これを受け、シカゴ在住の中国人(Hong Sing,

Wong Kee, Gee Woo Chan)がワー・ミーを設立した(Chinese American, June 24, 1893)。

(10) 例えば一〇月二日付報道によると、ミシガン州ジャクソンで、マイ・シティ(五大湖の一つヒューロン湖を挟んでカナダと国境を接する町)から到着した汽車に、シカゴへ向かう三人の中国人密入国者が乗車していたことが発見された[Chicago Tribune, October 23, 1892]。

(11) 事実、シカゴで反中国人感情が高まった一九〇五年の翌年、チャイニーズ・シックス・カンパニー(注12参照)の支部がシカゴに形成された[Grossman et al. eds. 2004:158-9]。他にも堂(tong)と呼ばれる組織などが形成され始めた。〇五年の原因となったのは、中国でのアメリカ製品不買運動だった。アメリカの中国人差別に抗議するために行われたこの運動が、シカゴでも報道された結果、反中国人感情が高まった[Lang 1926:28-29]。如実に現れたのは、家賃の急激な値上げだった(ある集団を地域から追い出すために家賃を上げることは、黒人に対しても使われた常套手段だった)。このため、当初中華街があったダウンタウンの南部(クラーク通りとヴァン・ビューレン通りが交差する地域)から出て行かざるを得なくなった。そして一九一〇年頃には、かつてイタリア人移民のゲットーだったウェントワース通りと二三番街が交差

(115) 移民政策と国民国家形成

する地域に第二の中華街が形成され始めた。

(12) 正式名称は、中華公所 (Chinese Consolidated Benevolent Association: CCBAA)。アメリカへ移り住んだ中国人は、差別から身を守るためにさまざまな相互扶助組織を形成した。主な組織のパターンは(一)家族、(二)会馆 (huguan) と呼ばれる言語(方言)・出身地ごとの組織、(三)堂 (tong) と呼ばれる秘密結社である。この内、各会館が代表者を送って形成したのがチャイニーズ・シックス・カンパニーである [Salzer 1995: 40-41]。CCBAAはアメリカの中国人社会の「顔」(social persona)として、差別とたたかった一方、堂は、キャンブルや密入国幹旋と関係付けられたり、堂間の闘争が報じられるなど、たびたび

表1 中国人人口 (第9・10・13回アメリカ合衆国国勢調査に基づく)

	1870年	1880年	1890年	1900年	1910年
サンフランシスコ	12,022	21,745	25,833	13,954	10,582
シカゴ	0	171	567	1,209	1,778
アメリカ	63,199	105,465	107,488	89,863	71,531

表2 人口構成 (第10・11・12回アメリカ合衆国国勢調査に基づき筆者が算出)

		1880年	1890年	1900年
クック郡 (シカゴ)	A. 外国生まれ(人)	242,415	482,652	625,884
	B. アメリカ生まれ(人)	365,190	709,270	1,212,85
	A/(A+B)×100	39.9%	40.5%	34.0%
サンフランシスコ郡 (サンフランシスコ)	A. 外国生まれ(人)	104,244	126,811	116,885
	B. アメリカ生まれ(人)	129,715	172,186	225,897
	A/(A+B)×100	44.6%	42.4%	34.1%
ニューヨーク郡 (ニューヨーク)	A. 外国生まれ(人)	478,670	639,943	850,884
	B. アメリカ生まれ(人)	727,620	639,943	850,884
	A/(A+B)×100	39.7%	42.2%	41.5%
アメリカ全体	A. 外国生まれ(人)	6,679,943	9,249,547	10,460,085
	B. アメリカ生まれ(人)	43,475,840	53,372,703	65,843,302
	A/(A+B)×100	13.3%	14.8%	13.7%

犯罪と結び付けられていた。一八九三年当時点では、シカゴにチャイニーズ・シックス・カンパニー自体は設立されていなかった【Fong 1926:129-151】。この時点では、新聞報道によれば十四の「派閥」が中国人内部にあったとされる。いずれもチャイニーズ・シックス・カンパニーの強い影響力のもとにあった【Chicago Tribune, May 17, 1893】。

(13) 「三、〇〇〇人」は、表一の統計をかなり上回っている。別の日付の *Chicago Tribune* では、シカゴ在住の中国人を三、三〇〇人としている (March 4, 1894)。中国人の場合、排除法の免除階級であるか、排除法以前に入国した労働者であるか、身分を証明できない場合は国外退去処分になる。このため密入国・不法入国した中国人は国勢調査の際に発見されないよう努めた。結果的に、統計上の人数は実数より少なくな出る【Peffer 1999】。一九三〇年代にシカゴ学派のバージェスの下で研究生活を送り、後に *Chinese Laundryman* を著すポール・シウ (Paul Siu) も、チャイナタウンの実体から推定できる人口と国勢調査の数字に大きな乖離があることを指摘している【Siu 1983】。

(14) 各条項の詳細に関してはアメリカ大使館の公式ホームページを参照されたこと (<http://japanusembassy.gov/jamc/famncj-071.html>)。

(15) ネーションからステートの機能が形成されるパターンは、アメリカに特有のものであるかもしれない。あるいは一般化可能かもしれない。ステートがネーションから生じるのであれば、ネーションの形成をより詳細に論じる必要もあり、今後の課題である。

【参照資料・文献】

- ・未刊行史料
- National Archives and Records Administration, Pacific Sierra Region, San Bruno, California, Records of U.S. Customs Service. RG 85. Arrival Investigation Case Files.
- Regenstein Library Special Collections Research Center, University of Chicago, Illinois, Ernest W. Burgess Papers, Box 137, file 8, Siu, Paul, "The Greater Half of the Population in Chinatown."
- ・新聞
- Chicago (Daily) Tribune*
- September 10, 1892 Four thousand certificates arrive.
- September 30, 1892 Smuggling in Chinamen.
- October 23, 1892 Chinese smuggler caught in Michigan.

- December 3, 1892 Gotham brevities.
- January 2, 1893 Uncle Sam and the Mongolians.
- April 16, 1893 Chinese on the way to Chicago.
- April 26, 1893 Thirty-two Chinese actors arrive.
- April 27, 1893 The Chinese Exclusion Act.
- May 1, 1893 Few Chinese laborers registered.
- May 16a, 1893 Geary Law upheld.
- May 16b, 1893 The Geary Chinese Law.
- May 17, 1893 Chinamen not greatly worried.
- November 12, 1893 Many cannot be sent back.
- December 13, 1893 Midway Palsance Chinese.
- March 4, 1894 To notify Chinamen to register.
- Chinese American* (雑誌雑誌)
- June 24 1893, Inauguration message by Won Chin Foo.
- New York Times*
- April 20, 1893 Wholesale smuggling charged.
- May 2, 1893 Invaded by Chinese actors.
- May 12, 1893 Many Chinamen excluded.
- 平仁廻菜
- Anderson, B. (1991). *Imagined Communities: Reflections on the Origin and Spread of Nationalism*. Revised Edition 白平の心・白石隆(訳)『増補 想像の共同体——
- ハチノホクノ心と愛憎』(2001) 297
- . (1993). The new world disorder. *New Left Review*, 193, 3-13.
- . (1994). Exodus. *Critical Inquiry*, 20 (Winter), 314-327.
- Ang, I. (2001). *On Not Speaking Chinese: Living between Asian and the West*. London: Routledge.
- Beck, U. (2002). The Terrorist threat: World risk society revisited. *Theory, Culture & Society*, 19(4), 39-55.
- Chen, Y. (2000). *Chinese San Francisco, 1850-1943: A Trans-Pacific Community*. Stanford: Stanford University Press.
- Daniels, R. (2004). *Guarding the Golden Door: American Immigration Policy and Immigrants since 1882*. New York: Hill and Wang.
- Fang, T. (1926). *Chinese Residence in Chicago*. MA thesis, University of Chicago.
- Glick Schiller, N. & Fouron G.E. (2001). *Georges Woke up Laughing: Long-Distance Nationalism and the Search for Home*. Durham: Duke University Press.
- Glick Schiller, N. & Wimmer, A. (2002). Methodological nationalism and the study of migration. *Archives Eu-*

- ropéennes de Sociologie, 43, 217-240.
- . (2003). Methodological nationalism, the social sciences, and the study of migration: An essay in historical epistemology. *International Migration Review*, 37(3), 576-610.
- Grossman, J., A.D. Keating, & J.L. Reiff. (Eds.). (2004). *The Encyclopedia of Chicago*. Chicago: University of Chicago Press.
- Gyory, A. (1998). *Closing the Gate: Race, Politics and the Chinese Exclusion Act*. Chapel Hill: University of North Carolina Press.
- Higham, J. (1978). *Strangers in the Land: Patterns of American Nativism, 1860-1925*. New York: Atheneum.
- Lai, M.H. (2004). *Becoming Chinese American: A History of Communities and Institutions*. Walnut Creek: Altamira Press.
- Lee, E. (2002). a. Enforcing the borders: Chinese exclusion along the U.S. borders with Canada and Mexico, 1882-1924. *Journal of American History*, 89, 54-86.
- . (2002). b. The Chinese exclusion example: Race, immigration, and American gatekeeping, 1882-1924. *Journal of American Ethnic History*, 21, 36-62.
- . (2003). *At America's Gate: Chinese Immigration during the Exclusion Era, 1882-1942*. University of North Carolina Press.
- Lowell, W. B. (Compiled). (1996). *Chinese Immigration and Chinese in the United States: Records in the Regional Archives of the National Archives and Records Administration*. National Archives & Records Administration.
- McClain, C.J. (1994). *In Search of Equality: The Chinese Struggle against Discrimination in Nineteenth Century America*. Berkeley, University of California Press.
- Pelfer, G.A. (1999). *If They Don't Bring Women Here: Chinese Female Immigration Before Exclusion*. University of Illinois Press.
- Salver, L. (1995). *Law Harsh as Tigers: Chinese Immigrants and the Shaping of Modern Immigration Law*. Chapel Hill: University of North Carolina Press.
- Torrey, J. (2000). *The Invention of the Passport: Surveillance, Citizenship and the State*. Cambridge: Cambridge University Press.
- 田中泰子 (一九九〇) '「中国外交と華僑・華人」内部連絡 (甲・編) 『東洋雜報』 現代中国第16卷中国の発展と国際関係

境』岩波書店、二八五―三三二頁

二〇〇五年九月三日受稿
二〇〇五年一月二日レフェリーの審査
をへて掲載決定

(一橋大学大学院博士課程)